

令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度観音寺市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,145,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月1日専決

観音寺市長 佐伯明浩

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	4,895,217	269,975	5,165,192
	2 国庫補助金	2,067,114	269,975	2,337,089
	歳 入 合 計	33,875,970	269,975	34,145,945

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	11,762,694	269,975	12,032,669
	1 社会福祉費	5,643,014	269,975	5,912,989
	歳 出 合 計	33,875,970	269,975	34,145,945

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金 支給事業（重点支援）	269,975